

# 銃刀法改正にかかる添付書類変更等のお知らせ



銃刀法の改正に伴い、申請書類や提出する添付書類の内容や部数等が大きく変わりました。

3月1日以降に新規所持許可申請や更新申請等の各種申請をする方は、ご注意をお願いします。

変更点は下記のとおりです。

## 《添付書類関係》

### (1) 顔写真のサイズ変更

(現行)

(改正後)

ライカ版 (縦3.6cm × 横2.4cm) ⇒ 運転免許証と同サイズ (縦3.0cm × 横2.4cm)

### (2) 提出する写真の削減

(現行)

(改正後)

2枚 ⇒ 1枚 猟銃等講習会申込み、他府県からの許可証書換申請

2枚 ⇒ 0枚 技能講習受講申込み

### (3) 戸籍抄本添付の廃止

本籍地の記載がある住民票を提出して下さい。

### (4) 誓約書の廃止

誓約書を提出するかわりに、誓約内容を確認して、申請書に新設された欠格事由欄にチェックする形に変わります。

### (5) 各種添付書類の省略

ア すでに猟銃等の許可を受けている公安委員会に対し新たに所持許可申請を行う場合

イ 新たな許可証の交付を伴わない場合の更新を行う場合

ウ 教習終了証明書の交付を受け、1年を経過していない方が所持許可申請を行う場合

➡ 診断書以外の書類 (同居親族書、身分証明書、住民票の写し、経歴書) を省略することができます。

## 《医師の診断書関係》

- (1) 現行の精神保健指定医等だけでなく、「過去に申請人の心身の状況について診断をしたことがある医師（かかりつけの医師）」が作成した診断書でも可能となります。



かかりつけの医師が作成した場合、申請の際に過去に診断を受けたことが証明できるもの（初診日の記載された診察券、申請者の氏名入りの過去の領収書等）の提示をお願いします。

- (2) 診断書の有効期間は作成日から3ヶ月としますが、この期間内であれば繰り返し使用可能となります。

## 《認知機能検査関係》

現行では、有効期間満了日の2ヶ月前から1ヶ月前の間に道路交通法の認知機能検査を受検した場合は、銃刀法の検査を受検したとみなしていましたが、この期間が5ヶ月前から1ヶ月前に延長されます。

## 《技能講習の講習内容の変更》（4月1日から）

- (1) 現行の減点方式を改め、指導員等が射撃姿勢や射撃動作等について指導する。（指導を受けたにもかかわらず所定の動作が出来ない者は修了証明書の交付を受けられない。）
- (2) ライフル銃の射撃回数の変更（現行20回まで⇒改正後10回以上）
- (3) ライフル銃の標的のサイズ変更（現行16.6cm⇒改正33.3cm）
- (4) 射撃姿勢の追加 等

～ご不明な点の問合せ先～

奈良県警察本部生活安全企画課 0742-23-0110

お住まいを管轄する警察署